

東北ダンプ



【発行】全日本建設交通一般労働組合(略称・建交労)東北ダンプ支部
〒963-8025 郡山市桑野2-3-2 建交労福島ダンプ内
2024年7月1日発行 NO.25 Tel:024-933-4511 fax:024-921-1868
Email: fukusimadanpu@mtj.biglobe.ne.jp

ダンプを調達するのは下請であり、当社は下請と適正な契約をしている

⇒問題をすり替えるな！土木本部長が答えろ！

これ以上騒ぐと退場させます

⇒やれるものならやってみろ！

株主総会

※赤字は鹿島、青字は建交労

6月25日、東京で鹿島建設の株主総会が開かれました。建交労東北ダンプから瀧柳委員長、昆書記長、森谷副委員長、田中書記次長の4人が参加して「ダンプ規制法第12条団体の優先使用措置」を中心に質問しました。(右上写真…会場入り口にて、終了後撮影)

株主総会の様子ですが、会場は鹿島建設が所有している、江東区のシティホテルの大ホールです。演壇には大型スクリーンが備え付けられ、会場のあちこちに若手社員が直立不動の姿勢で立っています。建交労の4人は前の席を確保するため、40分も早く着席しました。

10時きっかりに総会が始まると、天野社長からは、1年間の経過報告や今後の課題等について説明がありました。昔の総会と違って今は、事前に編集された報告画面が映し出され、プロのナレーションで淡々と進んでいきます。

30分を過ぎると、議長を務める天野社長から「それでは、株主様からのご質問をお受けしたいと思っております」となりました。建交労の4人は一斉に「議長！」と手を挙げますが、建交労以外には余り手が挙がらず、田中さんがトップバッターで指名されました。続いて、昆書記長、瀧柳委員長と指名されますが、議長の真ん前にいる森谷はなかなか指名されません。面が割れているからです。

議長は「おひとり様一問でお願いします」と制限をかけて来ますが、建交労のメンバーは構うことなく、皆さん頑張って発言したと思います。議長も仕方なく森谷を指名したので、「辺野古や北海道の残土捨て場に反対しているから使わないは問題のすり替えだ」「ダンプ規制法の中心課題は、ダンプ運賃の適正化であり、建交労が先頭に立つことを政府から指名されている」「外環道の被害者住民を監視するとか、若い娘の部屋の中まで盗撮する方針は、公安調査庁長官から天下った寺脇取締役の指示か、公安調査庁は日本の KGB だ」などと質問しました。

建交労が会場に入る前から、見張り役の社員がピンマイクで「建交労が来ました」と報告していたので、想定問答の範囲内での答弁でした。森谷は何度も指名されないで、その都度、不規則発言で粘りましたが「これ以上発言すると退場させます」との警告を何度も受けました。

管理本部の勝見副社長からは「建交労とは毎年、定例での懇談を持っております」との発言もありましたが、株主総会は追及の場ですから、臆することなく、言いたいことは言わなければなりません。天野社長の表情を見ると、我々も同情するぐらい疲れ切っていました。

株主総会が終わって会場を出ると「鹿島も正面から真摯に対応しないと駄目だ」とか「私たちもハラスメント問題で闘っています。これから裁判所に向かいます。頑張ってください」など、見知らぬ人たちから声をかけられました。幹部が勢ぞろいしている前で追及しますから、我々の行動は「両刃の剣」で、今後も緊張した活動が求められます。

ともあれ、参加者の皆さんはご苦労様でした。



2024全国ダンプキャラバン東北コース

建設工事を発注する発注者や請負う元請の団体等に要請を行います。今年で31回目です。

- 〈福島泊〉7月8日(月)
 - 08:40~ 集合打合せ
 - 09:00~10:00 福島河川国道事務所
 - 10:30~11:30 福島県(土木部・農水部)
 - 11:30~12:00 福島県警察本部
 - 13:00~14:00 福島県建設業協会
 - 14:00~14:10 福島県行動総括集会
 - 16:00~17:00 山形河川国道事務所
 - 17:00~17:10 山形県行動総括集会
- 〈仙台泊〉7月9日(火)
 - 08:35~08:45 県庁ロビー集合・打ち合わせ
 - 09:00~10:00 仙台市役所都市整備部
 - 10:15~10:30 宮城県警察本部
 - 11:00~12:00 ネクスコ東日本東北支社
 - 13:00~14:00 東北地方整備局
 - 14:45~15:45 仙台河川国道事務所
 - 15:50~16:00 宮城県行動総括集会
- 〈仙台泊〉7月10日(水)
 - 10:00~11:00 北上川下流河川事務所
 - 15:00~16:00 岩手河川国道事務所
 - 16:20~17:00 岩手県・県土整備部
 - 17:00~17:10 岩手県行動の総括集会
- 〈大曲泊〉7月11日(木)
 - 09:30~10:30 秋田県建設業協会
 - 13:00~14:00 湯沢河川国道事務所
 - 16:15~17:15 能代河川国道事務所
 - 17:15~ 秋田県行動の総括集会
- 〈青森泊〉7月12日(金)
 - 11:00~12:00 青森県県土整備部
 - 14:00~15:00 青森河川国道事務所
 - 15:10~ 青森県行動の総括集会

当面、直接工事費程度は支払うこと

晴釣雨読(せいちょううどく)

夏の訪れを告げる川魚と言え、鰻の蒲焼や、鮎料理がある。新緑の美しい初夏と共に旬を迎える鮎は、さわやかな味と香りが食通を唸らせる▼成魚は20〜30cmほどで、日本列島のほか、韓国や中国にも生息し、国内は、北海道の天塩川が北限、南は沖繩まで生息している。鮎は、放流ものを含め、資源保護の観点から解禁期間を各漁協が定めていて、東北でもっとも早い川は6月から始まる。旬は6月〜8月ごろまでと言われ、若鮎、成魚、落ち鮎と季節と共に変化があり、夏の風物詩である。限られた期間だけの楽しみだからこそ、友釣りを持ち望んで釣る釣り人、アユ料理をこよなく愛する食通が、鮎の季節到来と待ち望んでいる▼古くから日本の文化に深く根ざした鮎ですが、その生態は意外と知られていない。秋に川の下流で産卵し、孵化した稚魚は海に出て越冬し、海のプランクトンを食べて成長し、春になると、川の上流を目指して遡上する。幼魚の頃は水生昆虫などを食べるが、成長するにつれて川底の石に着いた藻(珪藻類)を食べるようになり独特の香りを持つようになる。この時期が鮎の友釣り最盛期となる▼鮎は養殖と天然があり、市場に流通する鮎のほとんどが養殖であり、残念ながら養殖には、鮎独特の香りがなく、天然は、スイカのようなさわやかな香りがすると言われ、餌となる藻と水質の影響と言われる▼夏の鮎釣りが終盤を迎える頃、さわやかな秋風と共に落ち鮎が解禁になり、落ち鮎を捕らえる(築)や(な)がいたる川に作られ、築の本場を迎える▼鮎の旬は一般的に初夏と言われて、鮎は成長度合いや季節、獲れる時期や地域によって呼び方が異なり、早春の稚魚は氷魚、初夏の鮎は若鮎、秋になると子持ち鮎、産卵後の鮎を落ち鮎と呼ぶ▼アユ料理は古来の調理方法が主流だが、近年は洋風に調理したものも人気が高い。美食家で知られる北大路魯山人の随筆に「鮎は容子が美しく、光り輝いているほど、味は上等だ」と言い残している。いずれの鮎「香魚」料理が美味しいのか確かめてはいかがでしょう。

高橋溪峰



使用促進闘争の説明会

…秋田分会

6月1日(土)18時30分から秋田市のサンライフ秋田で、「使用促進闘争に関する説明会」を開きました。これには、秋田分会の能代市以南の組合員ら11人(専従を含む)が参加しました。(上の写真)

はじめに全国ダンプ部会顧問で、東北ダンプ支部の森谷副委員長が「秋田県南部では、山内トンネル工事(秋田道4車線化)、黒沢トンネル工事(秋田道4車線化)や雄物川河道掘削工事などの工事が集中している。現在、成瀬ダム原石山工事(元請・大成建設)では、1台が常用55,000円(税別)で就労を開始した。

建交労東北ダンプ支部がなぜ55,000円(税別)で就労できるのか、組合と建設業界の力関係はどの程度か、県内における今後の見通しなどについて話しました。

その後、参加者から宿舎について、白ナンバー・青ナンバーについての質問、他県の使用促進現場で働いたとき、収入がとて多くなったという経験、使用促進闘争は就労を保障する運動ではなく単価を引き上げる運動であることなどの意見が出されました。



国民の目はだませない



宮城県労働委員会で第2回調査行われる

…団体交渉拒否不当労働行為救済申立事件…

東北サンド(株)の専属代車として30数年間遠藤さんは、砂などの運搬の仕事をしていました。ところが東北サンド(株)の親会社の太平洋セメント(株)が青ナンバーでの配送を強く指示するなかで、自家用ダンプの遠藤さんは配車されなくなり、実質的に解雇されました。

組合は解雇撤回を求めて団体交渉を求めてきましたが、会社が応じないため宮城県労働委員会で「労働組合法第7条に該当する不当労働行為であるので救済命令を発するよう」申し立てました。

その事件の第2回目の調査が宮城県庁で6月24日おこなわれ、前回同様、東北ダンプ支部の瀧柳執行委員長、補佐人の昆書記長、田中書記次長が出席しました。会社側からは、星社長、代理人弁護士二人、補佐人一人が出席しました。

調査では、労働委員会の委員長からいくつかの質問が出され、7月26日までに準備書面で回答書を提出することになります。

第3回目の調査は、8月9日(金)13時30分～です。

政権交代しかない

保険証存続を廃止で混乱必至

～利用率増加1年で0.26ポイント～

岸田政権がめざす健康保険証廃止の12月2日まで半年に迫るなか、マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせた「マイナ保険証」の4月の利用率は厚労省によると6.56%。1年間でわずか0.26ポイントしか増えていない。政府は5～7月を「マイナ保険証」利用促進の集中取組期間とし、医療機関に支援金(利用人数に応じて最大10万円、病院は20万円)をばらまいている。

だが、マイナンバーと保険証のひも付けミスは続いており、4月公表の529件を追加すると計9207件にのぼる。マイナカード偽造によるスマホ乗っ取り事件も相次ぐなか、マイナ保険証の利用率が半年で劇的に増加するとは考えにくい。

利用率が上がらなくても、河野太郎デジタル相は12月2日からの保険証廃止方針は変わらないと明言。廃止後、最長1年は経過措置で現行の保険証が使えるものの、マイナ保険証押し付けは許されない。

手間がかからず、カードリーダーなどのコストもかからず、見せるだけで済む健康保険証は、患者にとっても、医療機関にとっても利便性が高い。保険証廃止により、医療機関の窓口は、トラブル不安を抱えながら、資格確認書など多様な「カード」に対応しなければならず、混乱は必至。

更新時も混乱が避けられない。マイナ保険証を持たない人に発行される資格確認書が申請なしで送られるのは当面のみ。マイナ保険証(電子証明書)の5年毎の更新手続きは自治体窓口に向く必要がある。

更新が25年に集中する「2025年問題」が懸念される。更新を忘れてすりば無保険になり、皆保険制度が崩壊しかねない。保険証存続の世論を高め、たとえ廃止されても政権交代で撤回させたい。

ポイントはお金減るけれども貯まる

